

# 「ディオッサ出雲F. C. を支援する会」会員会則

平成28年4月1日制定

(目的)

第1条 本会則は、「ディオッサ出雲F. C. を支援する会」(以下「本会」という。)の会員の入会手続等に必要な事項を定め、もって会員の資格等を明確にすることを目的とする。

(会員の定義)

第2条 本会則における「会員」とは、スポンサー会員、法人会員及び個人会員をいう。

(入会手続)

第3条 本会に入会しようとする者は、事務局に入会申込書を提出し、所定の会費を納入するものとする。

(会員資格の有効期間)

第4条 会員資格の有効期間は、会費を納入した日の翌月の1日から当該年の12月31日までとする。

(会員登録情報の変更)

第5条 会員は、入会后、入会申込書に記載した事項に変更があった場合、随時、変更内容を事務局に申し出るものとする。

(退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、随時、事務局に申し出るものとする。ただし、会員資格の有効期間内に退会する場合であっても会費の返納は行わない。

2 本会及びディオッサ出雲F. C. の社会的信用を失墜させた場合、又はその他会員として不適格であると判断した場合には、事務局は当該会員を退会させることができる。また、その場合においても会費の返納は行わない。

(会員特典)

第7条 本会の事務局は、会員に対し、次の特典を付与するものとする。

- (1) 会員証の送付(個人会員のみ)
- (2) クラブ情報メールの配信(希望者のみ)
- (3) デイオッサ12パートナーショップでの割引特典(個人会員のみ)
- (4) スポンサーボードへの企業名等の掲出(スポンサー会員及び3口以上の法人会員のみ)
- (5) クラブホームページへの企業名等の掲出(スポンサー会員・法人会員のみ)
- (6) その他、本会及びディオッサ出雲F. C. に関わる事業への参加優待特典等

(個人情報管理)

第8条 事務局が管理する会員の個人情報は、本会が会員に対して行うクラブ情報の提供、本人確認及び緊急の連絡以外に利用しない。また、法令等に基づき要請された場合を除き、第三者に提供又は開示しない。